



# 新たな動産担保法制 への期待



株式会社ゴードン・ブラザーズ・ジャパン  
シニアマネージングディレクター 執行役員 堀内秀晃

9月6日付け日経新聞朝刊に「担保権を動産にも設定 法務省、機械・在庫対象に」という記事が掲載された。この記事の中で、「法務省は今年の3月に研究会を立ち上げ、動産を対象にした担保権を法制化すると同時に新たな登記制度を設ける案などを検討している」とあり、加えて「在庫など担保の対象となるものが入れ替わり、量も変動するものをどう法制化するのかも論点となる。」とある。

2005年に施行された動産・債権譲渡特例法により、動産譲渡登記を用いた融資が行われるようになったが、在庫を担保にする場合に、実務上不便な部分があるので、今回の改正時に議論がなされればと期待する点がある。

在庫は企業が仕入れて、利益を乗せて販売し、販売代金を用いて、また在庫を仕入れるという意味で、企業が営業を継続する限り回転している。特例法に基づく現状の動産譲渡登記は一度の登記で現存する在庫だけではなく、担保権設定者が将来取得する在庫にも登記した内容に合致する限り担保権が及ぶ仕組みになっている点では便利である。しかし、基本的に担保対象動産をなるべく特定しようという考え方に基づいているためか、絶えず移動し、内容が変化する、つまり回転する在庫を場所やその特性に基づいて規定している。したがって、担保権設定者の小売業者が融資を受ける際に、すべての在庫を担保にするので、一定額の融資を受けるということで金融機関と合意したとしても、当該小売業者が所有権を有する在庫で登記された場所にある、登記された特性の在庫にしか担保権は及ばない。例えば、登記された店舗や倉庫以外に新たに賃借した店舗や倉庫に在庫が搬入されると、その在庫には担保権は及ばない。また、登記に対象物は婦人服となっていて、後日紳士服を扱うようになった場合、この紳士服在庫には担保権が及ばなくなり、当初に担保権者と担保権設定者が合意した内容と異なる法律効果と

なってしまう。換言すると、当初の合意内容を維持しようとする、新たに店舗や倉庫を賃借する度に、新たな特性の在庫を仕入れる度に登記をやり直すことが必要となる。また、登記された場所以外に在庫を動かさないようにモニタリングをしなければならない。絶えず移動する性質のある在庫を担保権設定時点から特定しようとするので、こういった不都合が生じるのではないだろうか。担保権実行時に対象物を特定するという考え方があるのは理解し得るが、担保権設定時から特定する必要があるのだろうか。

そこで、米国のUCCファイリングのように場所や特性を特定せず「すべての在庫」という登記を認めてはどうだろうか。司法書士や弁護士も細かな登記内容に気を配る必要がなくなり、担保権者も登記漏れや、担保物の移動によって担保権が及ばなくなるリスクを心配しなくてすむ。また、「すべての在庫」という登記が行われると、登記の日時をずらして行うことで第二順位担保権が観念しやすくなる。これは第一順位担保権者による「過剰担保」という無駄を排除できるという利点もある。

「すべての在庫」という登記を認めると、今後は現状の詳細な登記手法よりもこの大雑把な手法が一般的になり、実務も変化するだろう。

しかし、この登記手法を認めるということは、根底にある考え方を変更することになる。つまり、担保物を特定しようとするという考え方ではなく、絶えず変化する（回転している）ものを、そういう物として観念して担保権を設定するということになる。動いているものは動いているものとして観念したほうが実務に即しているのではないだろうか。動産の譲渡担保で特定性を重視するという現行法制においては異説ではあるが、実務家の立場では「それでも在庫は回っている」と言わざるを得ない。

(ほりうち ひであき)